

千葉商科大学国府台学会会則（抜粋）

第 2 条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。

第 3 条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。

第 4 条 本会は、次の事業を行なう。

1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
2. 各種研究会・講演会の開催。
3. その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 学長がこれにあたる。
2. 運営委員長 運営委員の互選による。
3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は 1 年とし本会の事務を分担する。

前 号 目 次

論 説

上海の日本食文化—メニューの現地化に関するヒアリング調査報告—… 岩 間 一 弘 (1)

教員養成教育のあり方に関する一考察

—教員の資質能力向上に関する中央教育審議会答申を手がかりとして—… 沖 塩 有 希 子 (55)

モンゴルの大学生の学生結婚と出産についての意識および

子育てをしている大学生の生活実態…………… 齋 藤 香 里 (73)

旧安保条約・再軍備政策と法制官僚

—日米安保協力をめぐる政府解釈の検証—…………… 水 野 均 (91)

韓国の「移民許容」政策の変化と最近の動向…………… 李 姪 姫 (109)

研究ノート

iPS Technology and Political Science in Japan

—Have ethical issues been discussed in a political context?— … 田 村 充 代 (129)